毎月２回発行　VOL.741　2021 年　７月１日発行

全肢連情報
ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行
一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会
〒170－0013
東京都豊島区東池袋１丁目３６番７号
アルテール池袋７０９号
□Publisher　ZENSHIREN
TEL：03－3971－3666
FAX：03－3971－6079
E-mail：web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「琴(ひびき)」でもご覧になれます。URL：http://www.zenshiren.or.jp

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を Facebook https://www.facebook.com/ZENSHIREN

雇用と就労支援の併用を促す　～厚生労働省

障害者総合支援法の見直しに向けて議論している社会保障審議会障害者部会は６月 21 日、障害者の就労支援を議題とした。

厚生労働省は、障害者が企業などに雇用されながら障害福祉サービスの就労継続支援事業を併用するよう促す方針。委員からは、期待と懸念の声が上がった。

懸念に対し、厚生労働省は「アセスメントをしっかり組み込み、障害者にとって不利益にならないよう検討する」（小野寺・職業安定局障害者雇用対策課長）と応じた。同部会は障害保健福祉部が所管していて、職業安定局の幹部が参加して答弁するのは異例。

就労継続支援事業の利用と雇用の「併用」を促すには現行制度を見直すことが必要とされ、その議論をする場の一つがこの部会だ。

「併用」が想定される場面として厚生労働省は、「働き始めの時期に短時間雇用から段階的に働く時間を増やす」「一時的に体調が優れない人が元に戻るまで福祉を利用する」などを挙げた。

「併用」を促す方針に対しては、特に精神障害者のニーズが大きいことから歓迎する声がある反面、懸念材料として「障害者が安易に短時間雇用に誘導されかねない」「短時間雇用を継続したい障害者が、徐々に就業時間を長くするよう促される」などがあがった。

厚生労働省は障害者本人の意向や障害特性を第三者の立場で見極めること、働き始めてからも定期的にモニタリングすることなどを制度的に担保する必要があるとみて、次回の障害者部会でも再度議論を求める。

障害者部会の議論は、全肢連情報（VOL740）の既報の「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」の報告によるものである。

厚生労働省は、障害者の就労に関連し、企業などに雇用されながら障害福祉サービスの就労継続支援事業所に通う「併用」を促す方針を固めた。現在、併用を阻むルールはないが、実際にはどちらかを選ぶことになっている。今後は労働法制の適用される「雇用」の範囲を広げることで、「福祉」から移行しやすいようにする。関連する審議会で制度改正の議論を詰める。

「併用」を進める上でネックになるのは、週 20 時間未満の短時間の雇用について、雇用主のメリットが小さいことだ。現在、週 20 時間未満の障害者はいるものの、その企業などの障害者雇用促進法に基づく雇用率の実績に算定されない。

これを算定できるよう改めて「雇用」の範囲を広げれば、雇用主は雇いやすくなる。福祉事業所に通いつつ、一定の時間を雇用されて働く「併用」を望む障害者にとっては間口が広がる。

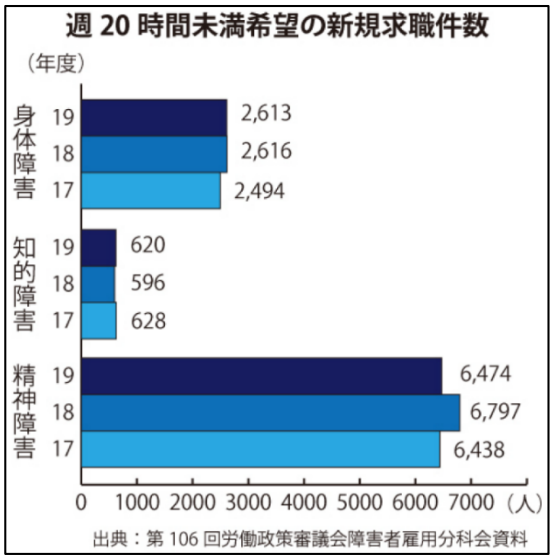

特に精神障害者のニーズは大きい。2017 年度以降、ハローワークが扱う新規求職件数のうち、週 20 時間未満を希望する人は、精神障害者が年間 6,000 人超。身体障害者の約 2,500 人、知的障害者の約 600 人と比べて断トツだ。

一方、障害福祉サービスの就労継続支援 A 型、B 型事業は「通常の事業所に雇用されることが困難な人」が市町村の支給決定を受けて利用することになっている。しかし、利用者の中には短時間なら雇用されて働ける人も少なくない。

例えば、高齢・障害・求職者雇用支援機構が 2020 年 3 月の状況を調べたサンプル調査によると、就労継続 A 型、B 型に通う精神障害者の約半数は週 20 時間未満の利用だ。週 20 時間未満の「雇用」への移行希望者のいる事業所は、回答した 7,447 事業所の 15%に上った。

そうした人が福祉と雇用を「併用」したり、福祉から雇用に移ったりできるよう、障害者総合支援法の法令や運用を見直すことも課題となる。

検討会では雇用と福祉の両制度にまたがる就労継続 A 型の在り方も大きな論点となったが、報告書は「その内容や機能に応じて類型化するなどの整理が必要」とするにとどめ、具体的な結論は出さなかった。このほか、「障害者の就労能力や適性をアセスメントする共通の枠組みを設けること」「障害者の就労を支える人材が雇用、福祉の分野横断的に学ぶ研修制度を設けること」も議論したが、具体的な制度設計は今後の議論に委ねた。

詳細は、厚生労働省ホームページ参照
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19137.html

福祉施設の耐震化進まず「目標」の 12%　～厚生労働省

子どもや障害者、高齢者らが利用し、地震で倒壊する危険性のある社会福祉施設のうち、2018～20 年度の 3 年間で耐震化を終えたのは 500 カ所で、国が目標とした 4,120 カ所の 12%にとどまることが分かった。事業者の負担の重さなどが理由。自力避難が困難な利用者が多い施設だけに対策が急務だ。

国は都道府県などとともに、必要な費用の補助などを実施しているが、厚生労働省の担当者は「資金の工面が自治体や事業者の負担となっている」と説明する。完了目標を 2025 年度末に繰り下げ、自治体と連携しながら、補助制度の利用促進などに努めるとしている。

放課後デイサービスを再編へ「検討会」発足　～厚生労働省

厚生労働省は６月 14 日、障害児通所支援の在り方に関する検討会の初会合を開いた。学齢期の障害児が通う「放課後等デイサービス」の再編が主な論点だ。一般の小学生が通う放課後児童クラブ（学童保育）とのすみ分けや併用も視野に入れる。未就学の障害児が通う「児童発達支援」も、現行の事業体系を見直す。法改正も念頭に置き、９月に報告書をまとめる。

児童発達支援は 2019 年現在、約 7,000 カ所、放課後等デイサービスは約 14,000 カ所。2012 年以降急増し、１カ月の平均利用者もそれぞれ 11 万人、23 万人に増えた。

その半面、保育所や学童保育に通いづらくなる例もあると厚生労働省はみる。障害児の社会参加（インクルージョン）の観点から、そうした現状に改善の余地がないか検討する。

児童発達支援、放課後等デイサービスはいずれも専門的な療育による本人支援という側面のほか、保護者の休息や就労を支える「預かりサービス」という側面がある。

今回の見直しでは、その両者が混在した現状を整理する。費用面の膨張を抑制する視点も色濃い。子どもの人口 1,000 人当たりの事業所数に都道府県格差があることにも着目し、事業所指定の在り方も議論する。

2021 年版「障害者白書」を閣議決定　～内閣府

政府は６月 15 日、2021 年版の障害者白書を閣議決定した。今年５月 28 日に障害者差別解消法改正案が成立したことを受け、改正に至る経緯を詳しく解説している。

差別解消法に関連した取り組みとして、山形県が「心のバリフリ―推進員」を 2016 年度から養成し、その活動の手引きを作成したことも紹介した。

白書は「心のバリアフリー」を「すべての人が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」と定義。東京五輪・パラリンピックに関連した政府の行動計画に基づいて普及を進めている。

普及するうえでは、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務だという「障害の社会モデル」を理解することがポイントだとしている。

「過疎地域持続的発展方針案」で障害者福祉対策　～長野県、徳島県

「過疎地域持続的発展方針」案を公表している自治体に、障害者・高齢者らに関する現状・課題を取り上げ、基本的な方針などを示している県がある。

長野県の方針案では、県内の高齢者数・高齢化率について、「一貫して増加傾向」にあることに触れ、「介護予防の推進」「生活支援サービスの充実」「医療・介護の連携強化」を進めていく必要があるとして、介護人材の確保を図るため、入職促進、資質向上、定着支援（離職防止）の観点から取り組みを進める。

障害者に関しても、高齢化率が上昇する中で、重度化・高齢化などが進んでいることを取り上げている。また、障害者や認知症高齢者などを日常的に見守り、生活支援を行う人材の確保・養成など、過疎地域でも地域の実情に応じた体制のさらなる充実・強化を図る必要性を提示。日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進を図るなどの施策を展開する。

徳島県では、高齢者福祉対策として認知症高齢者施策の推進に加え「在宅サービス」「施設サービス」「高齢者の安全・安心対策」を挙げている。障害福祉対策については、地域における障害者・児の自立した生活や社会参加を推進するため、障害者それぞれに対応するきめ細かな相談支援提供体制の確保や、障害福祉サービスの提供体制の充実を図ることを記載。「感染防止対策を図りながら、安定的・継続的な福祉サービス提供体制の確保の両立に向け、取り組みを進める」としている。

なお、県内の過疎地域に多くの無医地区があり、そこでの医療確保が大きな課題となっているため、へき地医療提供体制の充実を図る。具体的な対策として、「へき地診療所の整備・充実」「へき地医療拠点病院の充実」「医師確保対策」「情報通信技術の活用」「救急医療の充実」を挙げている。

「過疎地域持続的発展方針」とは、過疎対策として 1970 年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、交通等のインフラ整備や観光施設整備などを通じて活性化が進められてきたが、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、多くの喫緊の課題を抱えている。このような状況において 2021 年３月に法期限を迎えるにあたり、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律として、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が４月に施行された。

災害時の職員応援派遣「障害者団体」と協定　　～佐賀県

佐賀県は、県社会福祉協議会など４団体と大規模災害時における障害者施設の相互応援協定を締結した。職員派遣や入所者の一時的な受け入れなどが定められており、災害時でもサービスを継続して提供できるようにする狙いがある。

同県と協定を結んだのは、県社協、県身体障害児者施設協議会、県知的障害者福祉協会、県社会就労センター協議会の４団体。

熊本の特別養護老人ホームの入所者が犠牲となるなど甚大な被害をもたらした昨夏の豪雨災害や、既に介護分野では災害時の応援協定の締結を済ませていたことがきっかけとなり、県が協定による連携を呼びかけた。

協定によると、大規模災害時、県社協を除く３団体は、各団体内で被災した加盟施設の応援に尽力してもらう。団体内の助け合いでも対応が追い付かない場合は、県社協に職員派遣や入所者の一時的な受け入れなどの応援を要請することができる。要請を受けた県社協は、他団体間での調整に当たる。

応援職員の人件費は派遣した施設側の負担で、その他の経費については協議のうえ決定するとした。

県側は県全域に甚大な被害が発生し、県内での相互支援が機能しなくなった場合などは、他県に応援を要請。このほか、県の災害備蓄品を必要に応じて提供する。

全国障害者スポーツ大会「応援旗」作成　～栃木県

2022 年「第 22 回全国障害者スポーツ大会」開催地の栃木県で、特別支援学校の児童生徒による大会応援旗の制作が始まっている。開催機運を高めるだけでなく、社会参加の機会にもなることから、生徒たちも真剣な表情で作業に取り組んでいる。

幼稚部から高等部まで備える県立聾学校では、計 4 種の応援旗を担当。作業を分担して旗に競技マスコットや競技名、開催地などを入れて色を塗り、応援メッセージや学校名を書く。

応援旗は、県内全 17 の特別支援学校で計 75 旗制作する。大会期間中に各地の競技会場で提示されるほか、関連イベントでも使われるという。

全国障害者スポーツ大会は、障害のある選手が障害の理解促進と社会参加推進を目的に、国民体育大会（国体）の後に毎年開催されている。栃木県大会は 2020 年 10 月 29～31 日の 3 日間を予定している。

障害のある子もない子も一緒に遊ぼう 初のインクルーシブ施設とは　～東京都

障害のある子もない子も一緒に遊べる東京都品川区戸越の施設「インクルーシブひろば　ベル」が 7 月 1 日に一般開放される。ベルを開設するのは障害児保育施設などを手がける認定 NPO 法人フローレンス。区から委託を受け、入居者が不在となった区の建物を活用して運営する。保育士や看護師ら専門スタッフが常駐し、子どもたちを見守る。障害のあるなしにかかわらず、一緒に遊べる屋内施設は国内になく、子どもだけでなく、障害児や医療的ケア児がいる家族にとっての交流の場を目指している。

施設内にはおもちゃや電子オルガンなどがある交流スペース「にじ」、暗い室内でゆったりとした音や柔らかな光を出す「スヌーズレン」を体験できる部屋がある。自分で座れない子のための座位保持椅子や、電子レンジ、冷蔵庫がある食事・休憩スペースもあり、足こぎ車椅子や子どもが寝転ぶマットも貸し出す。

また、事前予約すれば医療的ケア児コーディネーターの資格を持つスタッフなどに相談もできる。同法人は「遊びを通じて子どもたちが多様な人と関わり、親御さんも気軽に子育ての悩み相談ができる交流の場になれば」と言う。

ベルができた背景は、全国に児童館はあるが、障害があるなしにかかわらず一緒に遊べるような施設がなかったことにある。同法人は「制度がない状況で、民間団体だけでは開設運営は難しい。行政が場所や予算を確保することができれば、多くの民間団体も参入できるのではないか」としている。

糸賀一雄記念賞・未来賞

糸賀一雄記念財団は、国内で障害者など「生きづらさ」がある人に対する実践活動に長く取組み、一層の活躍が期待できる個人・団体が対象の「第 23 回糸賀一雄記念賞」と、国内で活動し、福祉・教育・医療・労働などの分野で障害者または障害者と同様に「生きづらさ」がある人に関する取り組みが先進的で一層の活躍が期待できる個人・団体が対象の「第 7 回糸賀一雄記念未来賞」の募集をしている。

詳細は、糸賀一雄記念財団ホームページ参照
http://www.itogazaidan.jp/kinen/bosyu/index.htm

医療的ケア児「保護者」の不利益調査　　～全国協議会

人工呼吸器による呼吸管理など医療的なケアを受けながら生活する「医療的ケア児」の母親のうち、仕事をするうえで不利益を受けたとする人が 34%にのぼることが、全国医療的ケア児者支援協議会の調査で分かった。父親で不利益を受けたとしたのは 20%だった。

超党派の国会議員による勉強会「永田町子ども未来会議」で同協議会親の部会長が報告した。調査は 2020 年 12 月に実施。324 件の有効回答を得た。それによると、母親が就業時に受けた不利益の内容は解雇や退職勧奨が、父親が受けた不利益は休暇の取得、ハラスメントが上位に入った。働くうえで影響を及ぼすのは、「子どもの通院や通園、通学の付添い」が多く、特に母親の負担が大きい。

こうした実態を踏まえ、議員立法による医療的ケア児支援法が 6 月 11 日に成立し 18 日に公布された。9 月 18 日に施行される。

医療的ケア児の通学支援制度を！
「付き添いは責務」保護者に過剰負担　　～兵庫県西宮団体調査

医療的ケアを必要とする子や障害のある子が地域の小中学校に通う際、通学に付き添う保護者が体調を崩すと子どもを休ませざるを得なかったり、送迎のために働くことを断念したりしている実態が、保護者や教員らの団体「インクルネット西宮」（兵庫県西宮市）のアンケート調査で明らかになった。特別支援学校では送迎バスや福祉タクシーを利用できるが、地域の学校を希望すると「登下校は保護者の責任」（市教育委員会）とされる。障害者向けの移動支援サービスは通学を対象にしておらず、市では保護者の入院など緊急時しか利用できない。

団体では 5 月にオンラインでアンケートを実施、109 人から回答を得た。登下校に付き添うことがある保護者は 94 人（86%）で、うち半数の 47 人が学校から付き添いを求められていた。保護者が体調不良時の対応は複数回答で「家族の中で付き添える人が代わる」が 50 人（53%）、「子どもを休ませている」が 38 人（40%）と続いた。「無理して連れて行く」も 5 人（5%）いた。また、94 人中 53 人（56%）が就労していないが、53 人中 39 人（74%）が「仕事をしたい」と回答。働けない理由は複数回答で、「登下校の付き添いがあるため」が 39 人中 30 人（77%）と最多だった。働いている 41 人中 33 人（80%）も「働く時間が制限される」と困難を抱えていた。

大阪府は 2021 年度から、公立小中学校に通う医療的ケア児らの通学支援事業を実施した場合、市町村に費用の半分程度を補助する制度を設けた。国では「医療的ケア児支援法」が成立したばかりで、各自治体の対応に注目が集まっている。

日本財団「みらいの福祉施設建設プロジェクト」

日本財団が新たな助成事業を立ち合上げた。名称は「みらいの福祉施設建設プロジェクト」。福祉施設が地域に開かれた魅力ある場所として知られ、街のシンボルとなるための建築デザインに着目するもので、福祉施設の新築やリノベーションにかかる工事費、機器・備品費に対し助成する。（申請受付　2021 年 10 月 15 日（金）まで）

詳細は、日本財団ホームページ参照

https://www.nippon-foundation.or.jp/grant_application/programs/fukushi-kenchiku

第 56 回 NHK 障害福祉賞　～障害のある人と支える人の体験作文の募集～

NHK 障害福祉賞では、障害福祉への関心や理解を広げるため、障害のある方や支える方からの体験作文を募集しています。入選作品は作品集を発行するほか、入選作品の一部は NHK の番組で紹介する予定です。

締切　2021 年７月 31 日（土）　当日消印有効

NHK 厚生文化事業団ホームページ　https://npwo.or.jp/info/19102

第 26 回ＮＨＫハート展　～障害のある人の詩の募集～

「ＮＨＫハート展」は、全国の障害のある人から寄せられた詩を紹介する展覧会です。

今年もハート展の詩のメッセージを通し全ての人が支えあい輝ける社会を応援していきます。

日常で感じる気持ち、心にわいてきた言葉、誰かに伝えたい思いを「詩」に込めてご応募ください。

締切　2021 年９月６日（月）　当日消印有効

NHK 厚生文化事業団ホームページ　https://www.npwo.or.jp/info/19159

事務局より

令和３年度全肢連通常総会　議決について

コロナウイルス感染症拡大防止のため「令和３年度全肢連通常総会」は、書面決議（５月 28 日提案）とさせていただいておりましたが、６月 29 日に定足数を満たし成立したことを報告いたします。

2021 年度　事務局調査聞き取りについて

提出期限：７月５日（月）（メール若しくは FAX にて受付）

全肢連結成 60 周年記念「感謝状・表彰状」贈呈について

提出期限：７月 20 日（火）必着　（メール若しくは郵送での受付）

７月の行事予定

２日（金）	「はげみ」編集委員会	日本肢体不自由児協会
12 日（月）	「えとうせいいち」と明日を語る会	都市センターホテル

コカ・コーラ「福祉自動販売機」設置へのご協力を！

売上げの一部は会の活動資金として活用されています
公共施設、企業に設置できます
設置の手続については全肢連・担当者が行います

★情報提供は 全肢連 事務局までお願いします★
☎03-3971-3666　FAX：03-3971-6079
mail：zenshiren@zenshiren.or.jp

第１回「あ～と展覧会」2021 作品募集について ～全肢連

全肢連では日本コカ・コーラ株式会社の協賛を得て、障害児者が作成したオリジナル作品を募集し、ホームページ上で展覧会を開催いたします。

多くの人に自分の作品をみてもらう喜びや、一つの作品を完成させることで味わう達成感。生き甲斐や楽しみを見つけるきっかけ作りを目的にしています。

障害のある方なら誰でも応募できます。オリジナル作品であれば、作品の制限もありません。

父母の会はもちろんのこと、学校、事業所など友達や知り合いの方々にお声がけいただき、たくさんの作品のご応募お待ちしいています。

【対象】　障害のある方（年齢・障害種別は問いません）

【作品】　絵、書道、写真、イラスト、コンピュータアート、土木、縫製、染色

※応募は１人２点まで

※グループ作品も可

【期間】　2021 年７月 15 日（木）～９月 15 日（水）

【表彰】　全肢連ホームページ、機関誌等で公表いたします。

※優秀作品は、全肢連「福祉自動販売機」に掲載（予定）

※賞品として、コカ・コーラグッズ、ドリンクチケット　他

【応募方法】　データで応募してください。

全肢連ホームページから応募できます。USB 等メディアでの郵送も可。

応募の際は作品１点につき下記内容の記載をお願いします。

1. 作品タイトル
2. 応募者名
3. 障害名　　※作品審査の参考にします。WEB 掲載時は公表いたしません。
4. 性別、年齢（学部・年）
5. コメント　　※作品の内容、アピールポイント等をご記入ください。
6. 所属　　※父母の会、学校・事業所名等をご記入ください。
7. 連絡先　　※連絡先が所属の場合は、必ず担当者名もご記入ください。
   ・住所　・電話番号　・メールアドレス　・担当者名

詳細は、全肢連ホームページ参照または、全肢連事務局までお問合せください。

https://www.zenshiren.or.jp/publics/index/206/#page-content